

令和8年度版

入園のしおり

豊田市立根川こども園

も く じ

1 教育及び保育の基本理念	-----	P. 2
2 めざすこども像・教育及び保育目標	-----	P. 2
3 保育時間	-----	P. 4
4 一日の保育内容	-----	P. 5
5 食事とおやつ	-----	P. 6
6 行事について	-----	P. 9
7 健康管理	-----	P. 10
8 家庭の協力	-----	P. 15
9 災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 16
10 保育料等	-----	P. 17
11 状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 24
12 保育支援アプリの利用	-----	P. 25
13 その他の取り組み	-----	P. 26
14 その他の注意事項	-----	P. 28
15 登降園時のお願い	-----	P. 28

こども園等一覧表

1 教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざすこども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざすこども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的な生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する
- ・ 共に生活する中で、一人一人の個人差や多様性を認め、尊重する心を育てる

根川こども園の保育目標

保育は、一人一人のこどもが自分らしさを発揮し、心豊かに意欲をもって生きることが出来る力の基礎を培うことを目標としています。

そのため、根川こども園では、乳幼児期の発達の特性を踏まえ、生活や遊びの中での様々な体験を通して、次のようなこども・こども園像を目指しています。

『 めざすこども・こども園像 』

元気いっぱい 笑顔いっぱい やる気いっぱい みんなが輝くこども園

◀ 3歳未満児 ▶

- ・ 機嫌よく遊べるこども
- ・ 感情や欲求を十分だせるこども
- ・ 身近なものに興味や関心をもつこども

◀ 3歳以上児 ▶

- ・ 友だちとよく遊ぶこども
- ・ やさしい、思いやりのあるこども
- ・ 身近な環境に関わり、見たり考えたり試したりするこども
- ・ あいさつができるこども

3 保育時間

根川こども園の基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施していますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後6時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。

◆**早朝・延長・土曜日保育は、両親どちらかが休日、もしくは家庭保育が可能な場合は利用できません。**

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

- (1) 入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- (2) 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- (3) 家庭での親子のふれあいが、こどもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

4 一日の保育内容

乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
早朝保育	7 : 3 0	早朝保育
登 園 ・観察、検温、所持品の整理	8 : 3 0	登 園 ・観察、所持品の整理
お や つ 遊び、生活	9 : 0 0	遊び、活動 ・自発的な遊び ・課題のある活動
	1 0 : 0 0	
昼 食	1 1 : 0 0	
	1 2 : 0 0	昼 食
昼 寝	1 3 : 0 0	遊 び ・自発的な活動 昼 寝 ・3歳児…4～1月（予定） ・4,5歳児…夏季休業保育 （予定）
お や つ	1 4 : 0 0	
降 園	1 5 : 0 0	降 園
	1 7 : 0 0	
延長保育最終降園	1 8 : 0 0	延長保育最終降園

※ 保育内容は、各園により多少異なります。

※ 土曜日保育においては、昼食・降園時間が異なります。

5 食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びをもてるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとしたりする意欲を育てます。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をするにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。
- 幼児のみ、年に数回、園の弁当日があります。弁当日の持ち物（幼児版P3）を持参してください。弁当日は、コドモンカレンダーでご確認ください。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション^{*}等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

^{*}コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

- ・そば、落花生（ピーナッツ）、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。

- ・給食センター等で調理する料理については、75℃で1分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6 行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。詳細は、コドモンカレンダーでご確認ください。

月	こどものみの行事	保護者参加の行事
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・進級式（幼児 10日） ・慣らし保育（新入園児 13日～16日） ・昼寝（3歳児 17日～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・入園式（新入園幼児 10日）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田キッズサッカー(5歳児 20日) ・防サイ君(幼児 27日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育参加（4・5歳児 15日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・プール開き（幼児 9日） ・六所山野外体験学習（5歳児 30日） 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・七夕（7日） 	
8月		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・おたのしみ（1日） ・プール納め（幼児 18日） 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・わくわくげんきにあそぼう会ごっこ【運動会仮名】（幼児 9日） ・交通安全学習センター学習（4・5歳児 27日） ・デイサービスつばさとの交流（5歳児 29日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・わくわくげんきにあそぼう会【運動会仮名】（幼児 16日）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・こじまこども園との交流（5歳児 6日） ・きらきらおはなし会ごっこ【発表会仮名】（幼児 26日） 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・おたのしみ会（23日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・きらきらおはなし会【発表会仮名】（幼児 4日）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年おたのしみ（7日） ・根川小授業参観（5歳児 13日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別懇談（5歳児 18～22日） ・保育参加・育児講座（幼児 21日）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・豆まき（3日） ・おこしもの作り（5歳児 26日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・希望懇談（乳・3・4歳児 15～17日） ・入園説明会（進級3歳児・新入園児 19日）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ひなまつり（3日） ・お別れ会（幼児 5日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒園式（23日）
健診	<ul style="list-style-type: none"> ・内科健診（全園児 年2回） ・尿検査（全園児 年1回） ・視力検査（4歳児 10月予定・5歳児 6月予定） ・身体測定 幼児…5月・10月・誕生月の年3回実施 乳児…看護巡回日に毎月実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科健診（全園児 年1回）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 ・交通安全指導・避難訓練（毎月） ・不審者訓練 	

7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合っでこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。

大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけではなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん、
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。

- ③ こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので汗を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子を見て、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※こどもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、こどもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いいたします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 Tel80-1633

ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町 1 丁目 58 番地 1 Tel43-5082

ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配付する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、園での健康診断とは内容が異なりますので、市から届く通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

＜こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。＞

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

(9) 感染症について

- ① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります(学校保健安全法施行規則18・19条)。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります(下表1のとおり)。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料(証明料)は、市で負担します。

○豊田加茂医師会加盟医療機関(豊田加茂医師会ホームページ)

医療機関については、以下のアドレスまたはQRコードから確認してください。

<https://www.toyotakamoishikai.or.jp/search/>



(豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。)

- ④ 感染力が非常に強い感染症（インフルエンザ等）については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R7.10 時点)

治ゆ証明書が必要な感染症	登園停止期間の基準
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日はしか）	ほっしん 発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	じかせん がっかせん ぜっかせん しゅちよう 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
水痘（水ぼうそう）	ほっしん かひか すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	しょうたい 主要症状が消退した後2日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで

※以下のインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、治ゆ証明書は不要ですが、感染拡大防止のため、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

感染症名	登園停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※その他の感染症（伝染性紅斑（りんご病）、とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎等）についても、治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

(10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

(11) 汚れた衣服の取扱いについて

<大便、おう吐物で汚れた衣服の取扱いについて>

保育者は、ノロウイルス等による感染性胃腸炎が園内でまん延しないよう、手洗い、うがいを中心に衛生管理に十分心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる二次感染があります。

園内で大便（普通便、下痢便共に）、おう吐物でこどもの衣服が汚れた場合、保育者の着衣や、周囲にウイルスなどが飛び散らないよう、水洗いはしていません。

ウイルスなどの広がりを最小限にして二次感染を防止するため、そのまま持ち帰りますのでご了承ください。

汚れ物は感染を防ぐためにトイレのバケツの中に置いてあります。汚れ物を忘れずに持ち帰り、汚れ物の入ったバケツの消毒をお願いします。消毒の仕方は各トイレに掲示してあります。

◆自宅で汚れを落とすときに心がけてください◆

- ・窓を開け、十分換気をしてください。
- ・使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
- ・水洗い後、塩素系の消毒液を使用する、または、85℃以上の熱湯で1分間以上つけることで消毒の効果が得られます。ただし、塩素系の消毒液で色落ちしたり、熱湯で縮んだりする素材もありますので、気をつけてください。
- ・他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
- ・片づけ時、周りを汚さないように気をつけてください。
- ・最後に石鹸で、しっかりと手洗いをしてください。

<血液で汚れた衣服の取り扱いについて>

血液は医学的には感染物と考え、鼻出血や怪我等で衣服に血液が付着した場合も水洗いは行いません。袋に入れて返却いたしますので、自宅での処理をお願いします。

<尿や泥などで汚れた衣服の取り扱いについて>

衣服の洗浄のためにこどものそばを離れ、保育する時間を減らすのはよくないと考えから、洗浄せず袋に入れて、返却いたしますので、お願いします。

8 家庭の協力

(1) 登降園について

登降園の受付、園への連絡などは、保育支援アプリ（コドモン）にて行います。

- ① 登園時間を守りましょう。乳児、幼児共に**9時までの登園**にご協力ください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
 - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
 - 車からは親が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。
 - 車中にこどもを残さないでください。

(2) 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていきますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送または、ひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

- ・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区）← **根川こども園はこちらです**
- ・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時までに解除された場合は、平常通り保育します。
- ②午前6時までに警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
- ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
- ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。

※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

根川こども園は洪水時浸水区域にあります。 以下の場合速やかな迎えをお願いします。

高橋水位計 2.7m時 または 安永川が危険水域（-2.0m）に達する場合
『警戒レベル3』高齢者等避難が発令された場合

- ↓
- ① 保育中止の決定し、コドモンで迎えの依頼をします
随時引き渡しを行います

- ↓ **40分経過後**
- ② 第二避難場所 根川小学校へ避難します

『警戒レベル4』避難指示が発令された場合

- ↓
- ③ 第三避難場所 朝日丘中学校へ避難します

※逃げ遅れ、園外への避難が困難な場合は園舎2階ホールへ避難します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。

※豊田市から「警戒レベル3・4・5」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

☆保育中、洪水時や雨天時の避難時に使用しますので用意をお願いします。

(避難用リュックに入れて保管し、年度末に返却します)

- ・ジップロックにフェイスタオルを1枚入れてください。
- ・ジップロック、フェイスタオルそれぞれ見やすい位置に名前を書いてください。

なまえ

なまえ

◆給食について

①午前6時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。

なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。

②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。

この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。

◆地震が発生した場合

①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。

②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。

③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。

②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

10 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園
【D】土曜日保育時間	等一覧を参照してください。

7:30	8:30	15:00	16:00	17:00	18:00
早朝 保育 時間 【B】 月額 1,000 円 ←	基本保育時間【A】（月～金曜日）		延長保育時間【C】		
	月額料金は市民税所得割額等による		月額		
	土曜日保育（基本保育時間土曜日） 【D】		（16:00まで）1,000円 → （17:00まで）2,000円 →→ （18:00まで）3,000円 →→→		
月額 1,600円					

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前 8 時 30 分から午後 3 時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2 歳児	3～5 歳児
A	生活保護世帯	0 円	0 円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600 円未満		
C02・C92	57,700 円未満		
C03・C93	77,101 円未満		
D01	97,000 円未満	12,000 円	0 円
D02	169,000 円未満	15,000 円	
D03	301,000 円未満	32,000 円	
D04	301,000 円以上	37,000 円	

(3) 【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	・0～2 歳児 （A～C階層） ・3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円の加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円の加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

(3) 保育料の多子軽減 ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用

多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

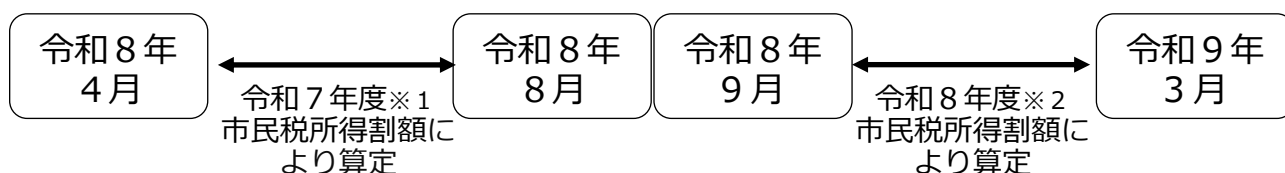
【0～2歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01以上	軽減なし	軽減なし
第2子以降	D01以上	0円	0円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。

毎年9月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9月分から保育料が変わることがあります。



※1 令和7年度市民税所得割額とは令和6年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

※2 令和8年度市民税所得割額とは令和7年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

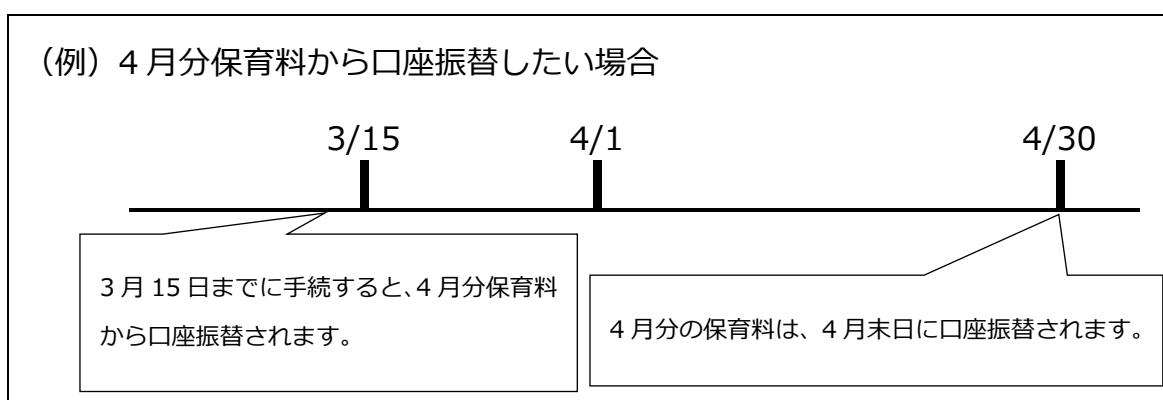
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月 15 日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし 12 月は 25 日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和8年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	6/1	6/30	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/25	2/1	3/1	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。（再振替は対象月毎に1回のみ）

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します（一部の園を除く）。

（１）利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

（２）提出書類

- ・ 早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・ 要件証明書（就労証明書等）

（３）申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

（４）春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8月	0円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

（５）その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等その他費用（保育料以外にかかる費用）

以下の支払については、「12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

（１）災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額）は年額 240 円です。

（２）給食費

豊田市では、公立こども園に通園する3歳児～5歳児の給食費について、令和6年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページを御参照ください。

該当ページへの二次元コード→



URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodatehien/teate/1060283.html>

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等

給食費の未納分（令和5年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管（へき地保育所：上鷹見等6園を除く）

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり、美里、ひらしば	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満3歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満3歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市HPに無償化対象施設の一覧を掲載。

1 1 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	教育・保育給付認定 変更申請書	要件証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
市外へ転出する場合	-	-	-	○	【期限】退園日の15日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止 停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた 場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後2か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	○	○	-	-	新しい要件証明書 ※入園要件不要年齢は教育・保育給付 認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、 求職活動開始後2か月以内に就労証明 書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する 場合	○	○	-	-	就労時間・育休期間等全項目の変更に 必要
早朝保育及び春季休業保育等の 申込み、変更及び取消し	-	○	○	-	【期限】利用前月の25日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業 所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。）

- ・ 1月の間（31日以上）連続して欠席したとき。
 - ・ 3月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。
- ※4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です。（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします）

日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うこととなりますので、忘れずに登録をお願いします。

コドモン

〈活用する主な機能〉 ※基本的な使用方法については、別紙マニュアルをご確認ください。

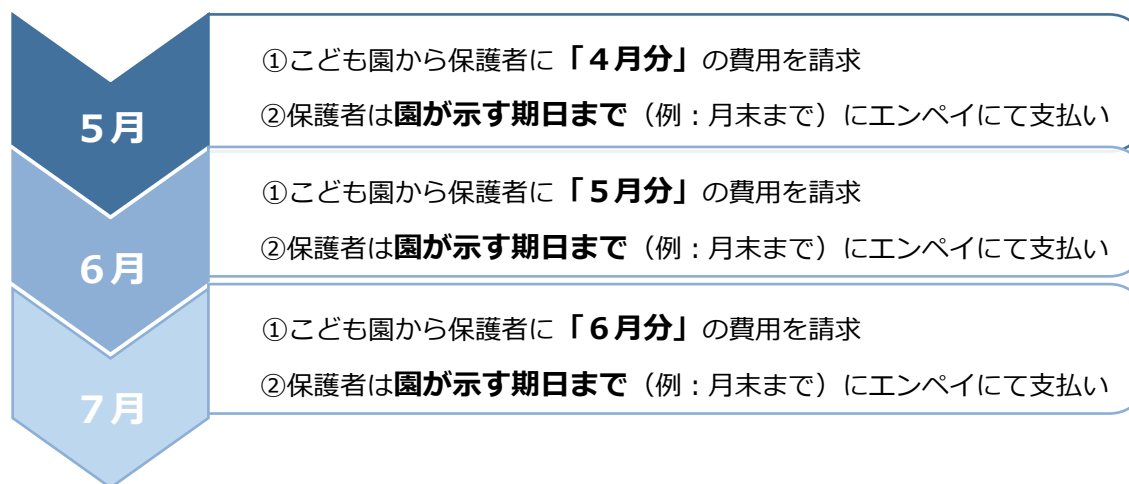
	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定（カレンダー）	行事の詳細や弁当日、持ち物、お願い、休園日などをお知らせします。随時、更新しますので、毎日、必ず確認してください。

- ・欠席連絡は、必ず当日の朝、9時までに入力してください。情報の入力不足があると、各家庭に情報を入力するようコドモンから指示が入ります。また、登降園時間の変更、迎え者や当日の緊急連絡先の変更などの場合も、必ずコドモン（電話でも可）で連絡をしてください。

エンペイ

諸費、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



13 その他の取り組み

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者（BABY JOB 株式会社）と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和7年12月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合は御注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的としてお昼寝ベッドを導入しています。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

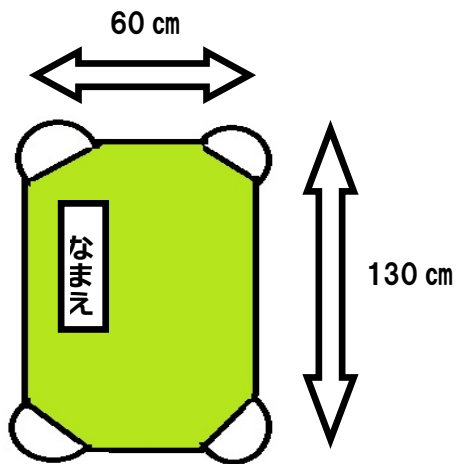
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの

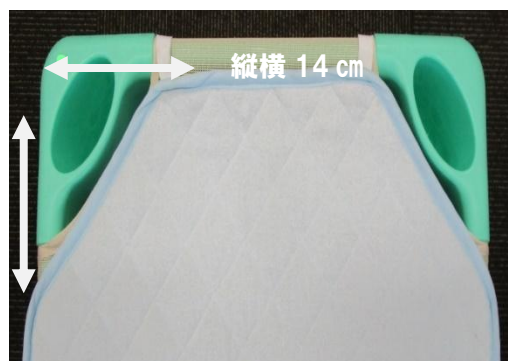
○お昼寝ベッド用シーツ 2枚(洗い替え用)



【作成する例】

- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成して御準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - * 布（タオル地、キルティング地など）
 - * ゴム 4 本（目安：横2~3cm×長さ 35 cmほど）
 - * 四隅を縦横 14 cmほど三角形に折るを使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【市販品の例】

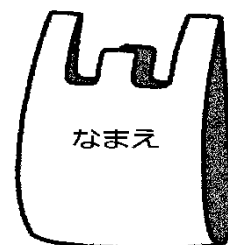


○掛布団に代わるもの

（夏）タオルケット （冬）毛布
季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋

休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



14 その他の注意事項

- ① こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
(携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など)、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ こどものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

15 登降園時のお願い

<根川こども園駐車場について>

◆送迎時の駐車場として、場所をダンロップさんからお借りしています。下図のルールを守らない場合、大変迷惑となります。決められた場所以外絶対に駐車しないでください。なお、守られない場合は、利用できなくなる恐れもあります。また、駐車場へ出入りする道路は狭いので、保護者の皆様には、下図の⇒のように一方通行でお願いしています。

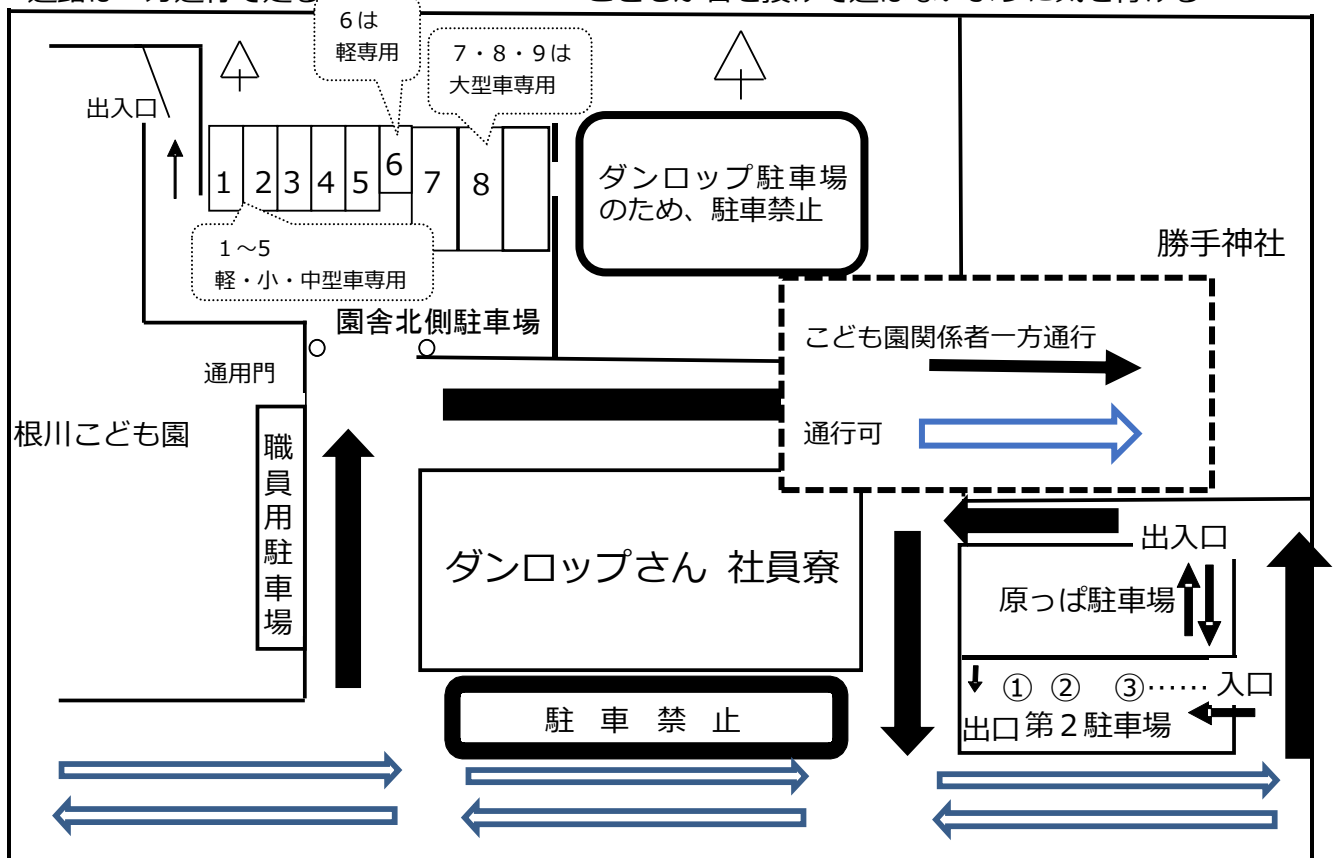
◆駐車場のルール

①園舎北側の駐車場

- ・軽・小・中型車は1～5に停める
- ・6番は軽専用です。
- ・大型車7・8・9に停める
- ・道路は一方通行で走る

②第2駐車場・原っぱ駐車場

- ・園行事時はこちらに停めて矢印に従って出入りする
- ・ダンロップ社員寮には、勤務の都合で寝ている方もみえるので駐車場では長時間大声で話さない
- ・こどもが石を投げて遊ばないように気を付ける



※駐車場が狭いため、こども園の行事に参加する際には、徒歩、乗り合わせへの御協力をお願いします。

※地域の方も利用する道路です。スピードを出すと危険です。徐行運転をお願いします。

※一方通行ルールはこども園が駐車場借用にあたり、決めていることです。一般車の規制はないため、対向車が来る場合もあります。御注意ください。

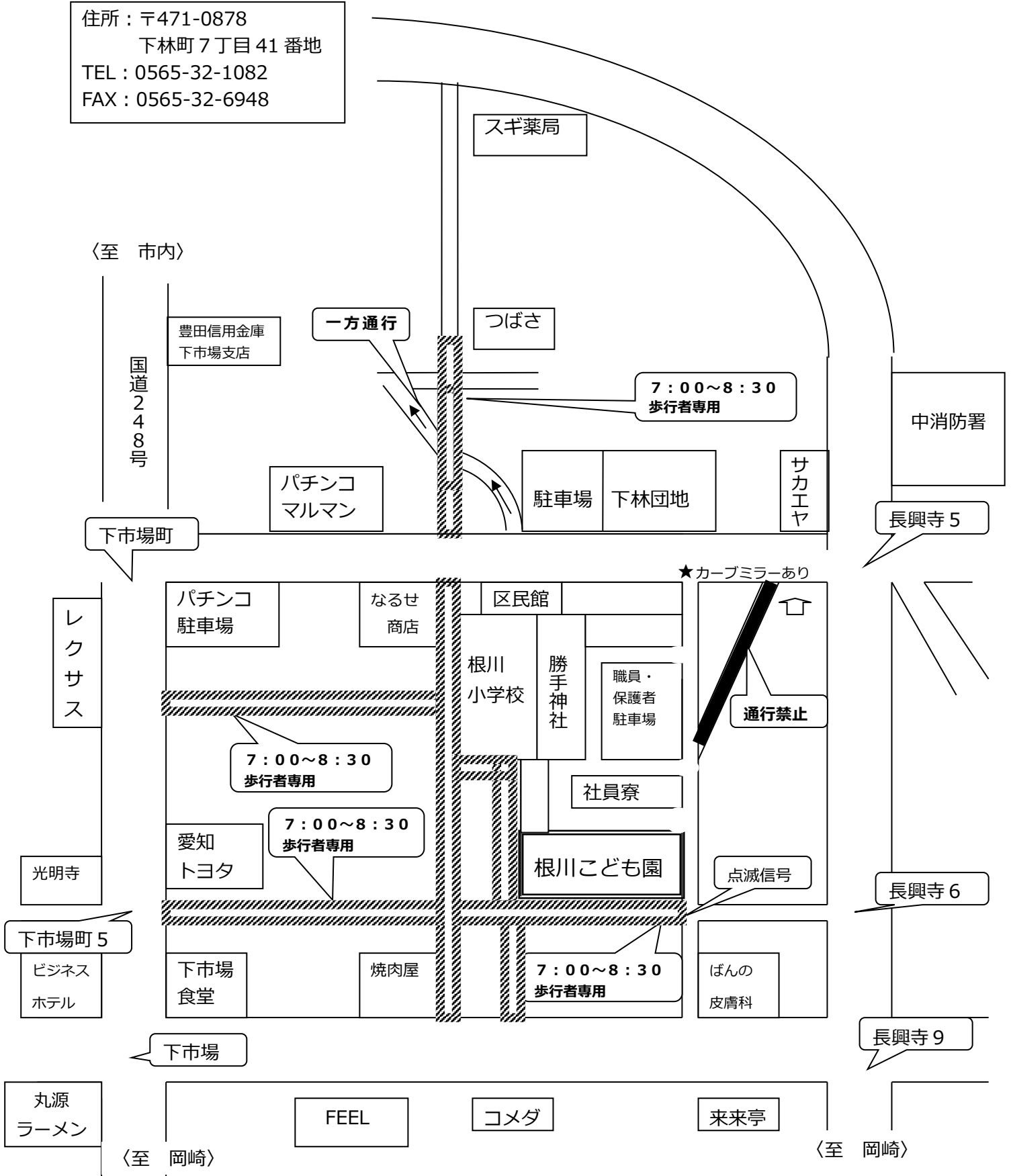
※終日、園庭で遊んで帰ることはできません。

根川こども園周辺道路規制図

は生活道路のため、通行禁止

00~8:30歩行者専用道路

住所：〒471-0878
下林町7丁目41番地
TEL：0565-32-1082
FAX：0565-32-6948



こども園等一覧 (地区別五十音順)

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	1	朝日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井上	井上町 9-60-1	45-5010	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊保	保見町榎堂坊 28	48-8188	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	8	梅坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永新	永覚新町 5-193	29-0732	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大林	大林町 14-11-13	28-0012	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上郷	上郷町郷下 15	21-1830	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	キッズハウスとよ	西町 1-76	36-5025	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	17	駒場	駒場町新生 69	57-2413	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	拳母	拳母町 5-58	32-0199	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	浄光	宮町 3-64	32-3635	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町 1-43-2	63-5680	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町 1-43-3	45-6884	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	24	住吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	30	高橋	水間町 4-155-1	88-8088	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高美	若林西町長根 64	52-3706	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹村	中町経塚 4	52-8508	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	34	中央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺部	上野町 1-173	80-2194	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東海	神池町 2-1236	88-0599	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	40	透成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	46	ナースリーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	小規模
	47	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	48	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	49	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	50	根 川	下林町 7-41	32-1082	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	51	野 見	美里 5-19	80-0650	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	52	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	午後6時 まで	○	認(幼)
	53	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	54	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	55	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	56	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	57	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	事業所
	58	平 井	百々町 4-20	80-2193	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	59	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	60	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	61	藤 藪	豊栄町 3-120	28-4717	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	62	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	63	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	64	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	65	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	66	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	67	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	68	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	69	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
70	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)	
71	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	事業所	
72	美 和	百々町 9-43	88-2230	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保	
73	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)	
74	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼	
75	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)	
76	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保	
77	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保	
78	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保	
79	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後6時	○	○	公保	

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育 実施	認可等
藤岡	80	飯野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	81	石畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	82	木瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	83	中山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	84	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
小原	85	大草	小原町北洞 268-2	65-2045	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	86	道慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
足助	87	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	88	大蔵	大蔵町本城 13-1		3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	89	則定	則定町前田 5	63-2051	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	90	冷田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
下山	91	大沼	大沼町船橋 21	90-3021	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	92	東部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5歳児	—	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
旭	93	小渡	下切町下切 10		3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	94	杉本	杉本町三斗成 36	68-2701	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
稲武	95	稲武	武節町神田 96-1	82-2025	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保

令和 8 年度

《乳児版》

豊田市立根川こども園

乳児の保護者の方へ

こどもの生活の基盤は家庭であり、保護者に十分甘えられ、欲求が満たされることで安心して毎日を過ごすことができます。

こども達一人一人が、よりよい成長・発達をしていくために、こども園と家庭とが互いに協力し合い、連絡し合って保育をしていくことが大切になりますので、御協力をお願いします。

☆毎日の生活の中で大切にしたいこと☆

◎生活のリズムを大切にす

こどもは昼間、十分活動します。夜は 20:00～21:00 には寝ましょう。起きるのが遅いとこども園に来てぼんやりとしたり、ぐずって機嫌が悪かったりし、十分に遊べません。大人の生活リズムにこどもを合わせないように気をつけましょう。また、保護者の方にゆとりがないと、こどもの気持ちが落ち着かず不安定になります。保護者の方もゆとりをもった生活リズムを心掛けましょう。

◎朝の食事を大切にす

朝食は一日の生活をスタートするための必要な活動源です。栄養のバランスを考え、親子で一緒に楽しく会話をしながら食べるようにしましょう。

◎ふれ合いを十分にす

こどもは一日大好きな保護者の方と離れて過ごしています。家に帰ったら膝に入れて絵本を読む、抱きしめるなど少しの時間でもふれ合うことを大切にしてください。また、休日には、こどもと十分にふれ合うようにしてください。遠出をしなくても、近くの公園を散歩したり、一緒に遊んだりすることで、こどもは満足します。平日、勤務を要しない日は、家庭でお子さんの成長ぶりを実感しましょう。

◎好奇心を大切にす

0～2 歳児はいろいろな物、事に興味をもって、触れたり、試したりして生活を広げていきます。危険な物はこどもの手の届かない所へしまうなど、こどもの安全を見守りながら好奇心を大切にしていきましょう。また、危険なことやいけないことをした時は、言葉や表情で気づかせていきましょう。

◎褒め、励まし、自分でできる喜びをもたせる

保護者の方が手を掛けていくことで“してみたい”という気持ちにつながります。自立を求めすぎずに手を掛けていくことを大切にしてください。そして、“自分で…”という思いがでてきた時には、見守り、励まし、自分で出来たことを褒め、意欲をもたせていきましょう。また、出来るようになったことも甘えたい気持ちから「やって」ということがあります。自立と甘えの気持ちが混在する時期なので、思いを受け止めていましょう。

◎こどもの甘えは十分に受け入れ、心の安定を図る（抱っこ、おんぶ等）

抱っこやおんぶを要求してきた時は、甘えたい気持ちを受け止め、心の安定が図れるまで抱っこやおんぶをし、要求を受け入れることが大切です。それが、今後の情緒の安定や自立の近道につながります。

【登園時にしていただくこと】

① 親子で手洗いをしてから保育室に入る

【目的】 乳児は抵抗力が弱いため、外部からの雑菌をもちこまないために行います。

①水で手を洗う → ②石鹸でよく洗う → ③もう一度流水で洗う

※こども、保護者共に、各自のハンカチで拭いてください。

② 帽子・靴下・上着を脱ぎ、所定の場所に入れる

・靴下を履いていると滑りやすいので、園では脱いで生活します。

③ 背中に名札をつける

・名札は園で貸し出し、管理します。登降園時に保護者の方が着用し、外します。
入園2か月間は使用します。

※各クラスの体温計入れに名札があります。

④ 排泄をする・トイレ内の持ち物の準備をする

・オムツ交換、またはトイレに連れて行ってください。

・オムツ替えマットを入れる。

・ビニール袋、ビニール手袋、オムツ、おしり拭きの確認と補充。

(オムツのサブスク利用をしている方はオムツ、おしり拭きの確認は必要ありません)

⑤ 検温をする・連絡帳を保育者に見せる

【目的】 体温は一日の健康のバロメーターです。体調を把握するために行います。

※ 脇用デジタル体温計（耳で測るもの、婦人用は不可）

【手順】 (1) 検温する…脇の下にしっかりつけて測る。

※ 保護者の方の膝の上で、本を読んだり、話したりしながら測ってください。

(2) 検温表に体温と状態を記入する。

(3) 保育者が、検温表・体温計・連絡帳・爪の確認をします。

※保育者が、こどもの爪を切ることはできません。爪は、家庭で必ず切ってきてください。

【体温について】

平常体温 健康な状態の最高と最低の体温を見て、その幅の体温が平常体温です。

警告体温 平常体温の最高体温から5分増のところが警告体温です。受け入れますが、保護者の方から12時前後にこども園まで、体調についての問い合わせの電話をしてください。

降園体温 警告体温よりさらに5分高い体温です。病児とみなし、受け入れができません。保育途中で降園体温に達した場合には、園から連絡をしますので迎えに来てください。

【連絡帳について】

仕事、家事等でお忙しいと思いますが、保護者の方と連絡を密にするため、家庭での健康状態・様子・ならびに家庭からの連絡事項を記入してください。家庭にて記入するよう御協力をお願いします。

※体調の悪い時や朝の様子なども必ず保育者に伝えてください。家庭でできた怪我、傷などがある場合も同様です。

〈受け入れできない時〉

園は家庭とは違い集団の場です。したがって次の場合は受け入れができませんので御了承ください。

- ・検温をして降園体温になっている場合
- ・伝染病
- ・繰り返し嘔吐、下痢がある場合 ※脱水症状の危険があるため
(目安として、**前日の降園～登園までに2回下痢、嘔吐があった場合**)

⑥ 持ち物の準備をする

- ・エプロン、おしぼりを所定の場所に入れる。
- ・汚れ物専用かご（エプロン、おしぼり入れ）に袋をかぶせる。

⑦ 衣類の点検をする

乳児は年齢が低いため、汚したり濡らしたりして着替えが必要になります。前日の汚れ物の補充を行い、決められた用品と枚数は常時、置くようにしましょう。

⑧ 行ってきます

全ての用意が済んだら「行ってくるね」と声を掛けたり、スキンシップのハグをしたりしてから出掛けると、安心し、心地よく園での一日が始められますね。

⑨ コドモンの打刻

入室前でも、退室後でも結構です。

【降園時にしていただくこと】

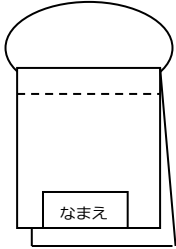
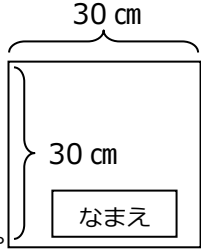
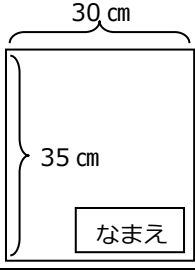
- 迎えの方は入室前に、石鹸で手を洗う。
- 汚れ物、各自の持ち物の整理点検をする。タンスの中を確認し、足りないものは翌日、補充してください。
- 連絡帳を持ち帰る。
- コドモンの打刻（打刻は保育室に迎えに行く前でも、後でも結構です）


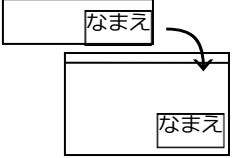
【名前について】

○園に持ってくるものには全てに記名をしてください。名前は見やすい位置に大きく記入し、名前が薄くなったり、消えたり、買い換えたりしたものにも、必ず記名をしてください。

オムツにも一枚ずつ記名をしてください。

【入園までに家庭で用意していただくもの】

<p>体温計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル体温計(耳で測るもの、婦人用は不可) ・個人持ちで使用します。 ・名前は本体とケースの両方に記入してください。
<p>エプロン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●おやつ、食事の時に使用します。 ・毎日持ち帰ります。 ★0・1歳児…1日3枚 (おやつ2回、食事1回で使用。延長保育を16時以降利用する方は献立によっておやつの際にも使用します。衣服のタンスに予備を1枚入れておいてください) ★2歳児…1日1枚 (食事の際に使用。献立によっておやつの際にも使用します。衣服のタンスに予備を1枚入れておいてください) ・こどもが扱いやすいように、市販のものではなく、簡単な手作りのものをお願いします。 <エプロンの作り方> ・フェイスタオル(34cm×80cmくらい)を半分に折り、1.5cm位のところを縫い、平ゴムを通す。 (平ゴムは10コールという表示のものが適しています) ※こどもに合わせて、エプロンが胸元にくるようにゴムの長さを調整して結んでください。 ・名前は白布を右下につけ、ひらがなで記入してください。 ・使用している間にゴムが伸びてしまうことがあります。その際は、ゴムの交換をお願いします。 ・衛生面を考え、汚れが目立ってきたら新しいものに交換してください。 
<p>おしぼり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●おやつ、食事の時に使います。 ・毎日持ち帰ります。 ・薄手のものが扱いやすいです。 ★1日3枚(おやつ2回、食事1回で使用。延長保育を16時以降利用する方はプラス1枚) ・衛生面を考え、汚れが目立ってきたら新しいものに交換してください。 ・名前は白布を右下につけ、ひらがなで記入してください。 
<p>エプロン、おしぼり用 ビニール袋 (持ち手付き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●食事などで使用したエプロン、おしぼりを入れます。 ・毎日持ち帰ります。 ・菌が繁殖しやすいため、ビニール製の袋または、洗濯できるポリエステル素材のエコバックをお願いします。 ・袋のサイズ 43cm×30cm以上のもの。
<p>汚れ物用ビニール袋 (持ち手付き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●遊びや食事で汚れた衣服を入れるために使用します。 ・袋のサイズ 43cm×30cm以上のもの。 ★100枚入り程度を1袋
<p>オムツ替え用マット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●オムツを交換する時や、パンツを履く時に敷いて使います。 ・毎日持ち帰ります。 ★洗い替え用に数枚準備してください。 ・35cm×30cm程度の大きさのもの。 ※フェイスタオル(34cm×80cmくらい)を半分に折り、縫ってください。 ・名前が付いた面を表として使用します。 ・白布を右下につけ、ひらがなで記入してください。 
<p>大使用ビニール袋 (持ち手あり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大便が出た際に袋に入れて捨てるために使用します。 ・袋のサイズ 43cm×30cm以上のもの。 ★100枚入り程度を1袋
<p>大使用ゴム手袋 (使い捨て)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●排便オムツ交換時に、感染予防のために使用します。 ・感染予防の為、塩化ビニル樹脂製・ポリ塩化ビニル製・ニトリル手袋などの用意をお願いします。ポリエチレン素材の物は避けてください。

オムツ	<p>★10枚程度（1日6～8枚使用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予備がなくなったらその都度、補充してください。 ・名前はオムツの前側に記入してください。 <p>※サブスク利用の方は必要ありません。</p>	
おしり拭き (ウエットタイプ)	<ul style="list-style-type: none"> ●排便時、お尻を拭くために使います。乾燥を防ぐため、フタ付きが望ましいです。少なくなってきたら予備の準備や補充をお願いします。 <p>※サブスク利用の方は必要ありません。</p>	
フェイスタオル	<ul style="list-style-type: none"> ●汗をかいた時や、身体を拭く時など多目的に使用します。 	
災害時用 フェイスタオル	<ul style="list-style-type: none"> ●洪水時や雨天時の避難で使用します。 (避難用リュックに入れて保管し、年度末に返却します) ・ジップロックにフェイスタオルを1枚入れてください。 ・ジップロック、フェイスタオルそれぞれ見やすい位置に名前を書いてください。 	
衣類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体に合った、動きやすいものを用意してください。裏起毛やヒートテックは、体温調節をしにくく、適しません。 ・肌 着：ロンパースタイプのは避けてください。 ・上 着：・フードの付いたものは、引っかかりやすく危険なため、フードがない衣服にしてください。防寒着はファスナータイプが望ましいです。(自分で着脱する気持ちの育ちになります) ・掛けて保管する為、引っ掛ける部分に“ち”(ループ)があると扱いやすいです。 ・ズボン：着脱のしやすい、ゴム入りのズボンをお願いします。つりズボンやお腹や股下の部分にボタンの付いたズボンは避けてください。 ・靴 下：滑りやすいため室内では脱ぎ、戸外遊び時に着用します。そのため、タイツは避けてください。 <p>※全ての衣類に名前を記入してください。</p>	
靴	<ul style="list-style-type: none"> ・運動靴など足に合った、動きやすく履きやすいものが良いです。 ・サンダル、ブーツ、クロックス、底の厚い靴はケガにつながりやすいため、避けてください。 <p>※靴、それぞれ1足ずつ名前を記入してください。</p>	
カラー帽子	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日被って登園します。 ・名前はネームラベルのところに記入してください。 ・こどもが自分の物と分かるようにマークがあると良いです。 <p>※入園までに、下記の購入店にて、園名を言い、各自で購入をお願いします。 『金澤屋洋品店』〒471-0025 豊田市西町 3-23-1 TEL/FAX 32-0308</p> <p>・乳児 うさぎ組・ひよこ組 桃色/白色 フリーサイズ 1,050円</p>	
昼寝ベッド用品	<ul style="list-style-type: none"> ・園の昼寝用ベッドに使用します。 <p>※詳細は、入園のしおり P26・27 を参照。</p>	
連絡ノートファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の連絡帳として使用します。 <p>※各自で A4サイズの2リングファイル(スリムタイプ…厚さ2cm) を購入してください。</p>	

【衣服タンス、オムツ入れに入れるもの】

【衣服のタンス】

- ・シャツ(肌着)：2～3枚
- ・衣服一式：2～3組
(季節に応じて入れ替えてください)
- ・靴下：1組
- ・汚れ物用ビニール袋：100枚入り程度のもの1袋
- ・エプロン：1～2枚
- ・おしぼり：1～2枚
- ・フェイスタオル：1枚
- ・オムツ替え用マット予備：1枚
- ・予備のオムツ：3枚

【オムツ入れ】

(常時いれておくもの)

- ・オムツ：10枚程度
 - ・オムツ替え用マット：1枚
 - ・おしり拭き：1つ
 - ・トレーニングパンツ、またはパンツ
(本人の様子に合わせて)
 - ・大使用ビニール袋：100枚入り程度のもの1袋
 - ・使い捨てゴム手袋：1箱
- ※サブスクを利用される方は、オムツ・おしり拭き以外の物を御用意ください。

令和8年度

《幼児版》

豊田市立根川こども園

【1】服装について

- ① 名札は左胸につけましょう。
※名札は園で貸し出し、管理します。登降園時に保護者の方が着用し、外します。入園2か月間は使用します。
- ② 身に着けるものや持ち物全てに名前をはっきりと書きましょう。
- ③ 清潔で、活動しやすく、一人で着脱できる大小便のしやすい服を着ましょう。
- ④ 靴は足に合った運動靴にしましょう。(クロックス・サンダル・ブーツ不可)
- ⑤ 髪飾りは華美でないものにし、カチューシャ、ヘアピンなどは危険なため使用しません。
- ⑥ フードや紐のついた衣服は事故につながりやすく危険なため、フードのない服を着用してください。冬季に着用する防寒着（ジャンパーなど）も同様です。
原則、手袋、マフラー、ネックウォーマーなどは使用しません。着用して登園された場合は、保護者が持ち帰ってください。(雪の日はお預かりする場合があります)
- ⑦ 手足の爪は常に短くしてください。毎週末には確認し、月曜日に整えて登園してください。

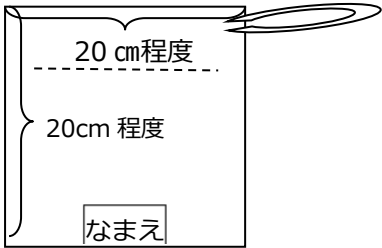

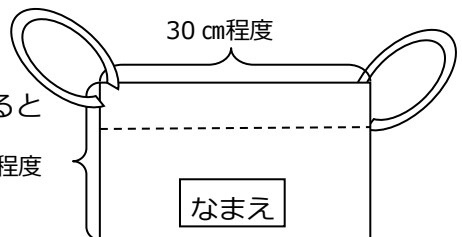
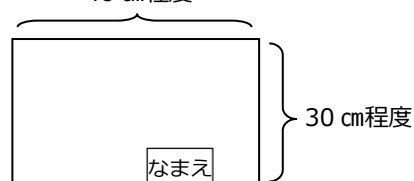
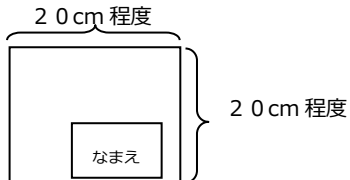
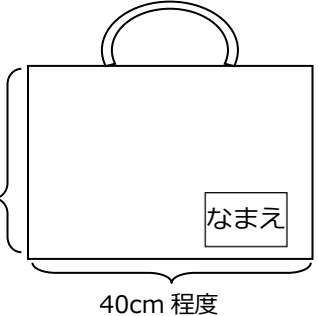
【2】毎日の持ち物について（毎日、保護者とこどもで一緒に確認しましょう）

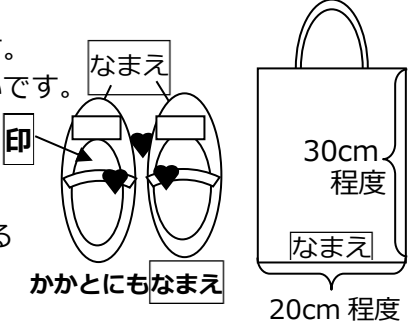
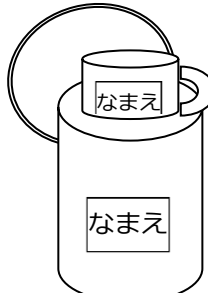
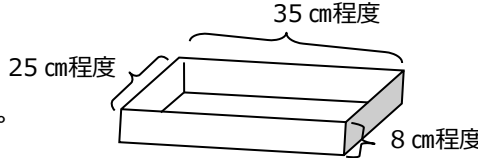

- ① 通園カバン
 - ・通園カバンにキーホルダーをつける時は、目印になるもの1つにしましょう。音や光が出たり、動いたり、大きすぎるものは適しません。
- ② 給食セット
 - ・コップ、ナフキン、手拭き・口拭き用ハンカチタオル、箸セット
 - 毎日、洗って持ってきてください。**
 - ※3歳児は、姿に合わせて箸の使用を開始しますので、必要時に連絡します。
- ③ ハンカチ・ティッシュ
 - ・衣服のポケットに入れてください。ポシェットなどは、事故につながりやすく危険なため、使用しません。

【3】昼寝について

3歳児は、4月より昼寝を開始します。詳細は、入園のしおりP26・27参照。
4・5歳児は、夏季休業保育を利用される方は昼寝（休息）があります。
掛け布団（タオルケット、バスタオルなど）と昼寝ベッド用シーツがある方は使用していただき、ない方は、敷布団の代わりになるもの（タオルケット、バスタオルなど）を持ってきてください。

【4】入園までに家庭で用意していただくもの

<p>コップ袋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●コップを入れます。 ・2～3枚用意。(毎日取り換えるため) ・薄手の生地が好ましいです。 ・出し入れがしやすいようにコップの大きさよりゆとりがあり、紐は滑りのよいものがよいです。 	
<p>コップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●給食時に牛乳やお茶を飲んだり、うがいをしたりする時に使用します。 ・持ち手付きで倒れにくく、落としても割れにくいものが好ましいです。(プラスチック製) ・シンプルなデザインのもので、飾りのあるものは適しません。 ・毎日洗って清潔にしてください。 	
<p>給食袋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ナフキン・手拭き・口拭き用ハンカチタオル、箸セットを入れます。 ・2～3枚用意。(毎日取り換えるため) ・薄手の生地が好ましいです。 ・出し入れがしやすいようにゆとりがあるとよいです。 	
<p>ナフキン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●給食時に食器の下に敷いて使用します。 ・2～3枚用意。(毎日取り換えるため) ・薄手の生地が好ましいです。 ・サイズ通りのものを御用意ください。 	
<p>給食専用 手拭き・口拭き用 ハンカチタオル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●給食前の手洗いと給食時の口の汚れ拭きに使用します。 ・2～3枚用意。(毎日取り換えるため) ・ハンカチタオルの大きさがよいです。(ハンドタオルは適しません) ・給食袋の中に入れます。 	
<p>箸セット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●給食時に使用します。 ・箸、<u>スプーン</u>、<u>フォーク</u>、<u>ケース</u> (ふたと底) それぞれに名前を記入してください。 ・毎日洗って、清潔にしてください。 ・箸セットのケースは、衛生上、名前シールのみにしてください。 	
<p>手さげ袋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●借りた絵本や作品、水筒や着替えの持ち帰りなどに使用します。 ・厚手の布やキルティングの生地が好ましいです。 ・持ち帰った翌日に持ってきてください。(基本は、月曜日に持ってきて、園で保管し、金曜日に持ち帰ります) ・サイズ通りのものを御用意ください。 	

<p>シューズ シューズ袋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●シューズの持ち帰りに使用します。 ・厚手の布やキルティングの生地が好ましいです。 ・出し入れがしやすいようにゆとりがあるとよいです。 ・シューズは、見やすい位置に名前を書いてください。(2箇所) ・週末に持ち帰り、洗って月曜日に持ってきてください。(3歳児は、シューズの左右が分かるように内側に印をつけるとよいです。 
<p>着替え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●衣服が汚れた際に使用します。 ●3歳児は、園のタンスで保管します。 ・着替え2組 (パンツ・肌着・Tシャツ・ズボン・靴下など季節にあったもの・ハンカチ)、ビニール袋 (持ち手付き・記名したもの)、多目的用タオルを入れてください。 ●4・5歳児は、巾着袋に入れて園で保管します。 ・着替え1組 (同上) <p>ビニール袋……汚れた衣服などを入れるために使用します。43cm×30cm以上の大きさで持ち手があるものを3~4枚用意してください。 1枚ずつ名前を記入してください。</p> <p>多目的用タオル…汗をかいた時や、排泄の失敗をした時など、多目的に使用します。 フェイスタオルを1枚用意してください。</p> <p>※使用した次の日には、必ず補充をしてください。季節に合わせて、保護者の方で衣替えをお願いします。</p> <p>※遊びや排泄物などで汚れた際、各自の着替えを使用しますが、着替えの予備がない場合には、園用の新品パンツを使用します。返却の際は、<u>同サイズの新品パンツを持ってきてください。</u></p>
<p>リュックサック</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●園外保育、弁当日に使用します。(コドモンカレンダーで確認してください) ・リュックサックに弁当・水筒・おしぼり・敷物・ごみ袋を入れてきてください。リュックサックを購入予定の方は、上記のものが全て入る大きさのものを購入してください。
<p>水筒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的に給水します。 ・水筒は、ストロー式や口をつけて飲む形のもの是不衛生になるため適しません。飲んだ量が分かるように、コップ付きのもので、肩掛け式のものをお願いします。 ・水筒にはお茶、または、水を入れてください。 ・ふたをひねる、コップに注いで飲む経験をしておきましょう。 ●3歳児 (5月頃より使用) ・紐を外し、手提げ袋に入れて持参してください。 ●4・5歳児 (通年使用) ・かばんと水筒の紐がクロスするようにして体に掛けて持参してください。 
<p>道具箱 (4・5歳児のみ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●個人の用具や作品の保管に使用します。 ・大きさや材質は、百円均一で購入できるかご (A4サイズ対応プラスチック製) と同じ程度で構いません。 
<p>災害時用 フェイスタオル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●洪水時や雨天時の避難で使用します。(避難用リュックに入れて保管し、年度末に返却します) ・ジップロックにフェイスタオルを1枚入れてください。 ・ジップロック、フェイスタオルそれぞれ見やすい位置に名前を書いてください。 

※掃除・嘔吐時に使用するため、御家庭で不要な雑巾、タオル等ありましたら、その都度、職員室までお持ちください。大きさは問いません。御協力をお願いします。